

## 総合的な津波対策のイメージ

### 【津波対策の方向性】

#### I 津波防災施設

- 防潮堤・水門等防災施設の整備によって防護する実現可能かつ効果的な計画津波高の検討
- 施設の計画規模を越える津波に対する構造の検討
- 水門・陸閘の操作の遠隔化

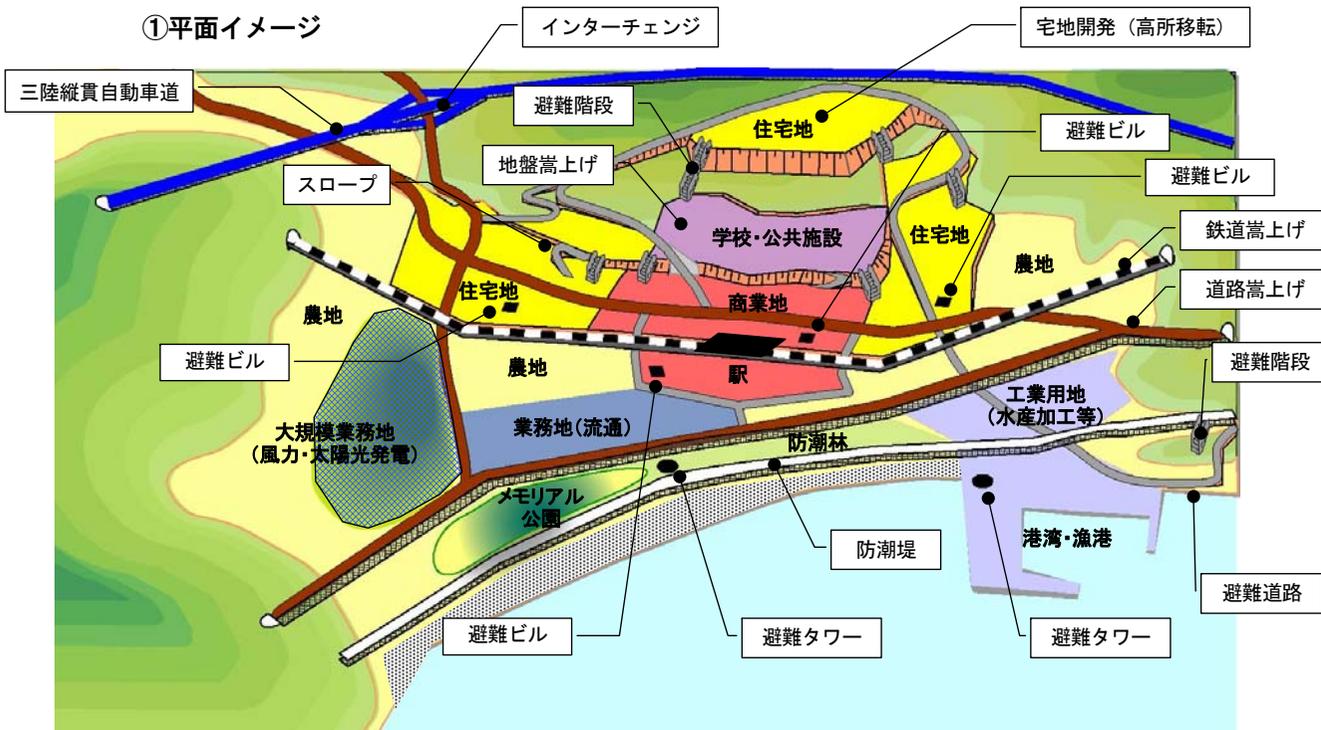
#### II まちづくり

- 安全な住環境の整備
- 津波防災を考慮した土地利用計画の策定と建築物の誘導
- 公共施設と連動した多重防災計画の構築

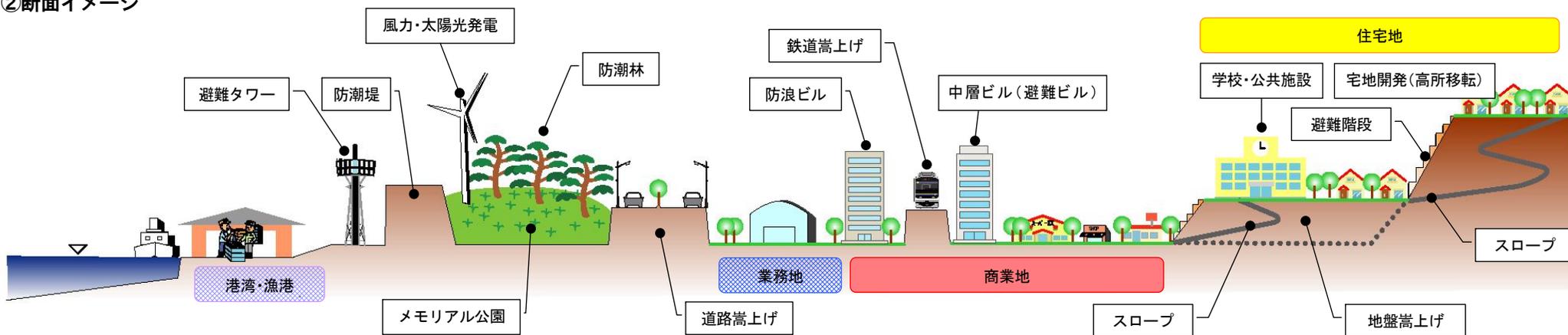
#### III ソフト対策

- 安全に避難できる避難計画の策定
- 防災意識を維持・向上させ、経験を教訓として後世に伝える取組の充実

■ 地域の実情に応じて、上記I～IIIの手法を適切に組み合わせることにより、効果的な対策を進める。



### ②断面イメージ



	被災市街地復興土地区画整理事業	土地区画整理事業	防災集団移転促進事業	地域自主戦略交付金	小規模住宅地区等改良事業	被災地における復興まちづくり総合支援事業
根拠法令等	土地区画整理法、被災市街地復興特別措置法	土地区画整理法	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	地域自主戦略交付金制度要綱・交付要綱（農林水産省）	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	社会資本整備交付金交付要綱
事業目的	被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域（都市計画法第10条の4）において、土地区画整理事業による速やかな復興と防災性に優れた市街地の整備を図るもの。	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の建設又は変更に関する事業であり、健全な市街地の造成を図り、もって公共福祉の増進に資するもの。	災害が発生した地域又は災害経験区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住所の集団的移転を促進すること。	農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択でき、自治体の創意工夫によって、事業効果を高める事業の実施により、農山漁村地域の総合的な整備を推進するもの。	不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行うもの。	大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援するもの。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、土地区画整理組合等</li> <li>●事業内容 ①調査設計費 ②宅地整地費 ③移転移設費 ④公共施設工事費 ⑤公開空地整備費 ⑥供給処理施設整備費 ⑦電線類地下埋設施設整備費 ⑧仮設建築物整備費等</li> <li>●補助限度額 公共用地の増分の用地費 +事業に要する公共施設整備費 +公益施設の敷地上的建築物等の移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 地方公共団体、都市再生機構、土地区画整理組合、地方住宅供給公社等</li> <li>●事業内容 ①移転移設費 ②道路の改築、舗装費 ③整地費 ④河川水路整備費 ⑤調査設計費等</li> <li>●補助限度額 新設する道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費。</li> </ul> <p>※阪神・淡路については6m以上の都市計画道路の用地買収方式事業費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 市町村(特別な場合は都道府県)</li> <li>●事業内容 ①住宅団地の用地取得及び造成 ②移転者の住宅団地における住宅建設等に対する補助 ③住宅団地に係る公共施設の整備 ④移転促進区域内の農地等の買取り ⑤農林水産業等に係る生産基盤の整備等 ⑥移転者の住居の移転に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 市町村又は都道府県</li> <li>●事業内容 (漁港漁村環境整備事業) ○漁業集落環境整備事業 ア 衛生関連施設 イ 漁業集落排水施設整備 ②水産飲雑用施設整備 ③地域資源利活用用基盤整備 ④用地整備 イ 防災関連施設 ①漁業集落道整備 ②防災安全施設整備 ③緑地・広場施設整備 ④土地利用高度化再編整備 ⑤用地整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 市町村(市町村施行が困難な場合は都道府県施行も可能)</li> <li>●事業内容 ①不良住宅の買収除却 ②改良住宅の建設 ③公共施設、地区施設の整備</li> </ul> <p>※戸建て住宅用地の取得造成や不良住宅として認められない建物除却費、宅地間ののり面保護は補助対象外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体 市町村</li> <li>●事業内容 ①復興まちづくり計画策定支援 ・復興まちづくり計画の策定(1/2) ・住民合意形成 ②復興に向けた公共施設等整備 ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備(1/2) ・まちの活性化につながる公共施設高質化等(1/3、景観法に基づく景観計画区域等は1/2) ③復興まちづくり施設整備助成 (1/3、間接補助) ・共同施設整備費 ・修景施設整備費</li> </ul>
補助率・国费率	1/2 ※1	0.55～0.70(財政力に応じた嵩上げ)	3/4 ※2	1/2	1/3～2/3	1/2～2/3
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区要件 次の要件を全て満たす災害に係る市街地 ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域(都市計画決定が必要)</li> <li>②被災地の面積が概ね20ha以上</li> <li>③被災戸数が概ね1,000戸以上</li> <li>●面積要件 上記地区内の個別土地区画整理事業地区については、面積要件なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路の新設・改築を含む地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区要件 ①災害が発生して地域又は災害危険区域(建築基準法第39条)</li> <li>②10戸以上の集団的移転であること。</li> <li>③移転集団促進区域内の全戸移転であること。</li> <li>④集団移転促進事業計画による移転であること。</li> <li>●面積要件 なし。</li> </ul> <p>※新潟県中越地震被災地については、5戸以上に緩和する特例がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象集落 原則として漁港区域内 ①漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落 ②漁業集落排水施設のみを整備する場合は、漁港背後に位置し、水質汚濁防止法若しくは漁業災害補償法で定められている水域に面する漁業集落 ③防災関連施設のみを整備する場合は、漁港背後に位置し、地震防災対策の推進に関する特別措置法により指定された地域に立地する集落</li> <li>●人口要件 人口300人(漁業集落排水施設整備は100人)以上、5,000人以下。 ただし過疎地域等は50人以上。</li> <li>●事業費要件 全体事業費が3,000万円以上のもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区要件 不良住宅戸数が15戸以上かつ5割以上 ※震災が主因で不良住宅となったものも対象</li> <li>●面積要件 なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象要件 大規模な災害を受けた被災地</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設及び宅地の整備を地権者の負担(減歩)により実施する手法。</li> <li>●都市計画区域内であることが必要であるとともに、地方公共団体施行の場合、都市計画事業として実施する必要があり、市街化区域内であることが必要。</li> <li>●社会資本整備総合交付金に移行したことにより、基幹事業の他、その効果を一層高めるために必要な効果促進事業を計上することが可能となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道等公共施設管理者負担金の対象となる道路については補助の対象としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以前住んでいた場所では、再び住宅が建設されて危険が生じることがないよう建築規制を行う必要がある。</li> <li>●移転促進区域の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内のすべての住居が移転されることによるよう配慮が必要となる。</li> <li>●戸建て住宅の再建に対する補助は無いが、借入金の利子相当額の補助は可能。しかし、他事業地区との整合等について留意必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H23創設(旧漁業集落環境整備事業)</li> <li>●事業目的を達成するために必要な場合は、漁港区域外でも整備可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改良住宅は、地区外建設を行うことも可能。</li> <li>●改修可能な住宅については、除却せずに存置することも可能</li> <li>●不良住宅除却後の土地において、自力建設も可能</li> <li>●不良住宅の除却のみを行うことも可能(補助1/3)</li> <li>●従前居住者用の公営住宅や分譲住宅等(集合住宅等)を建設することができる。(分譲住宅の場合、共同施設整備等の一部補助)</li> <li>●宅地を造成し、売却することも可能。(補助対象外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H20創設</li> <li>●地方公共団体による早期復興のための計画策定に対する支援と、公共施設等整備に対して支援。</li> <li>●「まち交」の被災地版であり、石川県穴水町では、まちづくり計画策定、まちづくり支援施設、防災道路、防災広場等の整備に活用。</li> <li>●宅地造成は不可。</li> </ul>
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H7阪神・淡路大震災&gt;</li> <li>●阪神・淡路大震災の復興にあたっては、主たる事業手法。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H5北海道南西沖地震&gt;</li> <li>●北海道奥尻町 55戸</li> <li>&lt;H16新潟県中越地震&gt;</li> <li>●新潟県小千谷市 80戸、川口町 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H5北海道南西沖地震&gt;</li> <li>●北海道、奥尻町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H16新潟県中越地震&gt;</li> <li>●新潟県長岡市(山古志村) 80戸</li> <li>&lt;H19新潟県中越地震&gt;</li> <li>●新潟県柏崎市</li> <li>&lt;H17福岡西方沖地震&gt;</li> <li>●福岡市西区・玄界島 165戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H19能登半島地震&gt;</li> <li>●石川県穴水町 1.7ha</li> </ul>
本県における適用性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●換地による土地の交換分合であるため、相続等の土地の権利整理が買収方式より容易。</li> <li>●事業化に当たっては、都市計画手続きが必要であるとともに、事業中も換地計画(審議会)等の手続きが必要。</li> <li>●都市計画区域外については、都市計画区域への編入が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交付金化されたことにより、補助限度額算定の対象が区画道路まで広がったことや、効果促進事業を導入することにより、従来単独費対応だったものにも対応できるなど、自由度が高く、国费率も高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移転促進区域内の住宅は全て移転する必要があるため、隣接地区に移転可能な土地があれば有効な事業である。</li> <li>●補助率が3/4と比較的高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の再編整理及び宅地造成が可能。</li> <li>●要件に該当する漁業集落においては、有効な事業である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不良住宅について除却可能であり、地区要件等柔軟に対応できる。</li> <li>●都市計画決定等の手続きが不要であり、事務手続きが比較的簡素。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくりの計画策定から公共施設等の整備まで、幅広く対応している。</li> <li>●事業計画の検討や公共施設整備においては有効な事業である。</li> </ul>

※1 補助率アップについて要望している。

※2 補助率アップについて要望している。